

「千葉市建築物における駐車施設の附置等に関する条例改正（案）」に関するパブリックコメント手続の実施結果について

「千葉市建築物における駐車施設の附置等に関する条例改正（案）」に関するパブリックコメント手続におきましては、貴重なご意見をお寄せいただき、ありがとうございました。いただいたご意見に対する市の考え方をまとめましたので公表いたします。

なお、ご意見については、趣旨を損なわない範囲で要約させていただきました。

1 募集期間

令和4年3月1日（火）から令和4年4月8日（金）まで

2 募集結果

意見の提出方法	人数	件数
郵送	1	1
ファクシミリ	0	0
電子メール	5	20
持参	0	0
合計	6	21

3 意見の内訳

項目	件数
1 条例の趣旨～3 見直しの方針	2
4 改正点①対象区域の見直し	0
4 改正点②附置義務台数の見直し	3
4 改正点③駐車施設の規模の見直し	2
4 改正点④特例措置の見直し	2
4 改正点⑤特例措置の追加	0
4 改正点⑥荷捌き駐車施設の附置を義務化	3
4 改正点⑦自動二輪車の駐車施設の附置を義務化	5
その他	4

4 修正件数 1件

5 意見の概要と市の考え方 別紙のとおり

お問い合わせ先

千葉市都市局都市部都市計画課

電話 043-245-5306

FAX 043-245-5627

電子メール keikaku.URU@city.chiba.lg.jp